

1. 開催日時 : 令和5年3月24日(金) 14時00分から16時00分

2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室

3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	福澤 邦夫	○
3	岡村 宏一	○	4	森山 松年	○
5	日下部 好克	○	6	富田 高治	—
7	深井 一郎	○	8	川田 美千代	—
9	飯塚 信利	○	10	島村 重昭	○
11	齋藤 幸江	○	12	中野 松夫	—
13	岩本 勝正	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
日程第3	農業経営基盤強化促進事業について
日程第4	「農地等の利用の最適化に関する指針の修正について
日程第5	令和5年度最適化活動の目標設定(案)について
日程第6	農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議について
日程第7	報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	産業観光課課長	小川 英一郎
	産業観光課主幹	鈴木 功
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	小林 美香
	農地調整担当主事	益子 智渚

## 6. 会議の概要

### ◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。

新型コロナウイルス感染症も感染者が大分減ってきているようで、3月13日以降、マスク着用の考え方が変わってはおりますが、引き続き、アルコール消毒の実施や換気などに注意をし、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、11名でございます。欠席委員は、3名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「9番飯塚信利委員」と「10番島村重昭委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。今回は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。相続税納税猶予制度とは、農地の相続人が農業経営を継続する場合などに、一定の要件のもと農地等の相続税額が猶予される制度です。特例農地の期限が20年で免除される場合は、その期限である20年目に到達する1年程前に税務署から農業委員会に特例農地の利用状況の確認依頼があり、農業委員会はそれを受けて現地調査を実施し、特例農地の状況を税務署に報告します。今回20年確定が近づいている方が1名おりますので、その方の特例農地の現況について農地として耕作されていることをご確認いただくのが、本議案の審議内容です。

それでは本案件の説明に入ります。納税猶予の対象地ということで、該当の農地が適切に耕作されているか否かの確認をしていきたいと思っております。相続人は■■■にお住まいの方で、納税猶予対象地は31筆です。位置については案内図をご覧ください。現況写真はこちらになります。こちらの1筆を除いて農地として耕作されていることがわかると思っております。この1筆については平成16年の納税猶予開始時から農地への通作路として使用しており、平成19年、平成22年当時の農業委員会事務局はこの筆を通作路として判断し、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行しています。このことから事務局の意見としてはこの筆を通作路とみなし、農地の一部として判断するのが適切かと思っております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

ご意見ないようでございます。それでは、この件につきまして「農地として自ら耕作されている」こととしてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきましては「農地として自ら耕作されている」、として春日部税務署に回答

することといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第4号「農業経営基盤強化促進事業について」を上程いたします。

今月は確認すべき案件が30件ございます。審議は全案件の説明終了後、借受人ごとにまとめてご審議願いますが、よろしいでしょうか。

また、案件の中に本日出席いただいている農業委員に係る案件がございます。

「宮代町農業委員会会議規則」第11条の「議事参与の制限」に該当することから、案件の説明・審議の際はご退席いただくこととなるため、議事参与の制限に該当する案件から説明・審議を進めさせていただきたいと思っております。

それ以外の審議は該当する案件の説明終了後、まとめて審議願います。

それでは、8番から12番までの案件が■■委員に係る案件になりますので、■■委員退席願います。

(事務局)

8番から12番までの■■委員に係る案件については更新案件となりますので議案書をご確認いただきご審議お願いいたします。

(会長)

それでは、■■委員の案件についてご審議願います。

この件に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「決定」とすることといたします。■■委員お戻りください。

< ■■委員 着席 >

「議事参与の制限」に該当する案件は以上となります。

続きまして、新規案件について、事務局説明願います。

(事務局)

続いて、新規案件についてご説明いたします。

1番、2番については、■■にある田全10筆です。権利の設定を受ける者は■■■■さんで、現在の耕作面積は112.33a、今回利用権を設定する面積は、合計2,917㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

3番については、■■にある田4筆です。権利の設定を受ける者は■■■■さんで、現在の耕作面積が105.40a、今回利用権を設定する面積は1,588㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

4番、5番については、■■■■■■■■・■■■■■■■■にある田11筆、畑1筆、全12筆です。権利の設定を受ける者は■■■■さんで、現在の耕作面積が381.26a、今回利用権を設定する面積は合計6,374㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和5年4月1日から

令和15年3月31日までの10年間です。

6番については、■■■にある畑1筆です。権利の設定を受ける者は■■■さんで、現在の耕作面積が125.45a、今回利用権を設定する面積は138㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間です。

7番については、■■■・■■■にある田合わせて全2筆です。権利の設定を受ける者は■■■で、現在の耕作面積が2,123.16a、今回利用権を設定する面積は合計1,900㎡です。設定する利用権の種類は「解除条件付使用貸借権」で、期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

以上、ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは、新規案件について借受人ごとにご審議願います。

まず、1番、2番についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。1番、2番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それでは1番、2番については「決定」とすることといたします。

続きまして、3番についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。3番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それでは3番については「決定」とすることといたします。

続きまして、4番、5番についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。4、5番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それでは4、5番については「決定」とすることといたします。

続きまして、6番についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。6番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それでは6番については「決定」とすることといたします。

続きまして、7番についてご審議願います。

(■■番■■■委員)

利用権の種類解除条件付きとはどういう意味ですか。

(事務局)

農地所有適格法人以外の法人が農地を借り受ける場合には、解除条件を設ける必要がございます。解除条件については、貸付人と借受人双方の合意の上で取り決めていきます。

(■番■■■■委員)

我々の農家でも利用権を結ぶ際、解除条件を設けることはできるのですか。利用権で設定した終期より前に解約したい場合はどうすればいいのですか。

(事務局)

個人の農家の方でも解除条件を設けることは可能です。ただし解除条件を設けなくとも、18条の解約の手続きをしていただければ終期より前に解約することはできます。

(会長)

他にご意見ないようでございます。7番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それでは7番については「決定」とすることといたします。

続きまして、更新案件について事務局説明願います。

(事務局)

8番以降は更新案件となりますので、議案書の読み上げ等は省略させていただきます。以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

(会長)

それでは、更新案件について借受人ごとにご審議願います。

まず、8、9、10、11、12番についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。8、9、10、11、12番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

8、9、10、11、12番については「決定」とすることといたします。

続きまして、13、14番についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。13、14番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

13、14番については「決定」とすることといたします。

続きまして、15 番についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。15 番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

15 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、16、17、18、19 番についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。16、17、18、19 番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

16、17、18、19 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、20 番についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。20 番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

20 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、21 番についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。21 番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

21 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、22 番についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。22 番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

22 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、23 番についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。23 番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

23 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、24 番についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。24 番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

24 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、25、26、27 番についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。25、26、27 番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

25、26、27 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、28 番についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。28 番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

28 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、29 番についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。29 番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

29 番については「決定」とすることといたします。

続きまして、30 番についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。30 番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

30 番については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第 4・議案第 5 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正について」は平成30年2月に宮代町の農業委員会として、初めて指針を作成いたしました。令和5年4月1日施行の改正農業委員会法によって、法改正に沿った指針に修正する必要性が生じたため、今回皆様の意見を募りながら宮代町農業委員会としての修正案を決定する形になります。意見のとりまとめについては非常に短い期間ではありましたが、複数の方からご意見をいただき今回の修正案に反映させていただきました。赤で示した箇所が意見を反映させた部分になります。

今回大きく修正が必要になった部分について説明させていただきますと、まず、「第1基本的な考え方」の下段に「地域計画」に関するものを追加しています。

次に「具体的な目標、推進方法及び評価方法」の遊休農地の発生防止・解消についての目標数値についてですが、「令和4年耕地及び作付面積統計（農林水産省）」より引用し、令和4年度利用状況調査で判明した遊休農地面積を足したものを管内農地面積としています。遊休農地面積は今年度の利用状況調査で判明したものを入れています。遊休農地の割合については遊休農地面積を管内の農地面積で割ったもので、今年度の遊休農地の割合は5.2%となっています。

3年後以降の目標については、毎年の遊休農地の解消面積の平均を算出し、予測した数値を入れています。

遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法については、ご意見の中で増えていく遊休農地の所有者に対して具体的なペナルティを設けた方がいいのではないかという意見がございました。実際に農地法には荒れた耕作放棄地に対する罰則がありますが、罰則があることを知らない方がそのほとんどだと思います。まずは、農地の管理を著しく怠っている場合には罰則が発生することがあるということを周知していくことが重要だと考えます。そのため、違反転用や耕作放棄地に対して罰則があることを広く周知していく旨を修正案に盛り込ませていただきました。

続きまして「2担い手への農地利用の集積・集約化について」の目標数値については、農業委員の改選時期に合わせて設定させていただきました。

40%という集積率については町の「農業経営基盤の強化の促進移管する基本的な構想」から引用しています。こちらも毎年の集積面積の平均から予測した数値を3年後以降の目標数値に反映させています。

続いて、「2担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法のところでは、「地域計画」の作成と見直しについて盛り込んでいます。

「地域計画」を策定する中で重要になってくる農地中間管理機構についてももう少し触れたほうがいいのかとの意見がありましたので「②農地中間管理機構等との連携について」の部分でより具体的な説明を入れさせていただきました。

続きまして、「新規参入の促進について」の部分では、宮代町担い手塾の研修終了者で、農業委員会で就農認定を受けた方を新規参入者として想定しています。新規参入者は現在8名おりまして、毎年1人ずつ参入者がいたと想定して3年度ごとに目標人数を設定しました。

毎年着実に新規就農者を増やすために、町、JA、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、管内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者の情報を把握し、必要に応じて現地見学や相談を実施することを盛り込んでおります。加えて、新規就農者を呼び込むために、新規就農担い手塾の周知にも注力していきたいというところも追加しています。



それではこの件については「原案の通り」とすることといたします。

続きまして、日程第6・議案第7号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議について」を上程いたします。今回は除外の申出が5件ございます。それでは事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明申し上げます。

除外につきまして、自己用住宅3件、駐車場敷地1件、店舗敷地1件の合計5件となっております。

それではNo.1からNo.5までをご説明いたします。

全ての説明終了後、1件ずつご審議いただきます。

1件目の申出地は宮代町■■■にございます畑3筆のそれぞれ一部で、面積は合計2,979㎡の内468㎡を利用する計画となっております。

事業計画者は、■■■にお住まいの方です。転用目的は自己用住宅です。権利の移転形態は、使用貸借権の設定です。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申出者は■■■内の賃貸共同住宅に夫婦2人で生活しています。「家財も増え、現在の住まいが手狭になってきており、将来子供が生まれた時に両親からアドバイスをもらえる距離である」申出地に家を建てたく、今回の申出に至ったとのことです。

申出地の位置につきましては、■■■■■■■■■■の南西、■■■■■■■■■■の北西側にあるこちらの土地でございます。なお、除外後の農地種別につきましては、第1種農地となっております。

次に、土地利用計画図をご確認ください。駐車場は車3台分のスペースが計画されております。建物の建築面積は106.82㎡が予定されています。隣地との被害防除については、内積みのCBを設置する計画です。生活排水につきましては、前面道路に設置されている道路側溝へ放流する計画となっております。現況はモニターに映したとおりです。

1件目の説明は以上です。

2件目の申出地は宮代町■■■■■■■■■■にございます畑1筆で、面積は144㎡を利用する計画となっております。

事業計画者は、■■■■に事務所を置く法人です。転用目的は駐車場敷地です。

権利の移転形態は、所有権移転です。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申出者は宮代町内や近隣市町で訪問看護や居宅介護支援といった介護サービスを提供している法人です。

「看護師やケアマネジャーが利用者宅に訪問して事業を行うため、その足となる自動車の駐車場が必要不可欠であり、この先の需要拡大に対応していくための駐車場が不足していることから」事業所に隣接している申出地に駐車場を設置したく、今回の申出に至ったとのことです。

申出地の位置につきましては、■■■から700mほど西に進んだ町道■■■号線沿いにあるこちらの土地でございます。なお、除外後の農地種別につきましては、第2種農地となっております。

次に、土地利用計画図をご確認ください。駐車場は車6台分のスペースが計画されております。



貸借権の設定です。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申出者は■■■内に本社を置く小売業で、コンビニエンスストアの経営を行っています。

「当該土地にはコンビニエンスストアが営業しておりましたが、駐車場が狭く駐車台数が13台と不便をきたしていたため、現在は閉店しています。今回、新たに建物を移築し、より大きな駐車場を確保し利便性を向上させた沿道サービスとして運営する計画で」申出地に店舗を建築したく、今回の申し出に至ったとのこと。

申出地の位置につきましては、■■■■■■から南に300mほどの位置にある県道■■■■■■線沿いのこちらの土地でございます。なお、除外後の農地種別につきましては、第1種農地となっております。

次に、土地利用計画図をご確認ください。赤い線の範囲内が今回の除外申出予定地で、青い線が既存店舗敷地です。店舗は今回除外する農地に建築しなおります。駐車台数はこれまでの13台から32台に増える計画です。建物の建築面積は209.70㎡が予定されています。隣地との被害防除については、内積みのCBを設置する計画です。店舗からの排水につきましては、敷地西側歩道にある下水道室管理の農業排水へ放流する計画となっております。現況はモニターに映したとおりです。以上で今回申出のあった5件の説明を終わりにします。

(会長)

それでは1件目の案件について、ご審議願います。

ご意見ないようでございます。それでは1件目に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

それでは「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、2件目についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。それでは2件目に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

それでは「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、3件目についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。それでは3件目に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

それでは「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、4件目についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。それでは4件目に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

それでは「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、5件目についてご審議願います。

ご意見ないようでございます。それでは5件目に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

それでは「やむを得ない」とすることといたします。

以上の審議をもちまして、議案第7号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議会について」は宮代町長への回答とさせていただきます。

続きまして、日程第7「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

続きまして、今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が3月10日となっております。10日までに、4条届出が1件、5条届出が7件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、「宮代町農業委員会会長専決規程」に基づく「専決事項」であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、「令和5年第2回農業委員会総会」における審議・報告案件の全てを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和5年4月25日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_